

昭和二十五年七月二十八日受領
答 弁 第 二 七 号

(質問の 二七)

内閣衆質第二七号

昭和二十五年七月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出特別調達庁関係の事務促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出特別調達庁関係の事務促進に関する質問に対する答弁書

本件に関しては、先に第七回国会において、昭和二十四年十一月四日附答弁書をもつてその大要を答弁したが、その詳細な経過並びに現在までの進行状態は次の通りである。

特別調達庁は、昨年六月二十三日同庁横田出張所長から、砂川村水害対策委員会の陳情に基く事態とその対策に関し詳細な報告を受理した。

特別調達庁においては直ちに現地調査の上、計画に着手し、昨年末成案を得た。

本年一月十三日東京都関係者(水道局、河川局、建設局、渉外部、北多摩、西多摩両地方事務所)と特別調達庁との第一回協議会を開催し、成案を検討したが、東京都側から修正案が提議されたので、再検討を加えることに決した。

本年三月二日、前項修正案につき第二回協議会を開催の上、成案を決定した。その概要は、基地内現排水溜枒から多摩川本流に通ずる延長二、八八〇米の地下排水管を埋設することであつて、工費予算は、三

九、九五四、〇〇〇円である。

前項決定案を五月十九日、日本政府案として関係方面に提示するとともに、この工事を執行するに必要な調達要求書の発給方を要請した。

関係方面においては、目下前項日本政府案を検討中で、現在特別調達庁は本案について引続き折衝中である。

なお、砂川村からは農作物その他の損害補償の申請があり、東京特別調達局より、調査の上関係方面に損害補償の承認方を手続中である。

右答弁する。